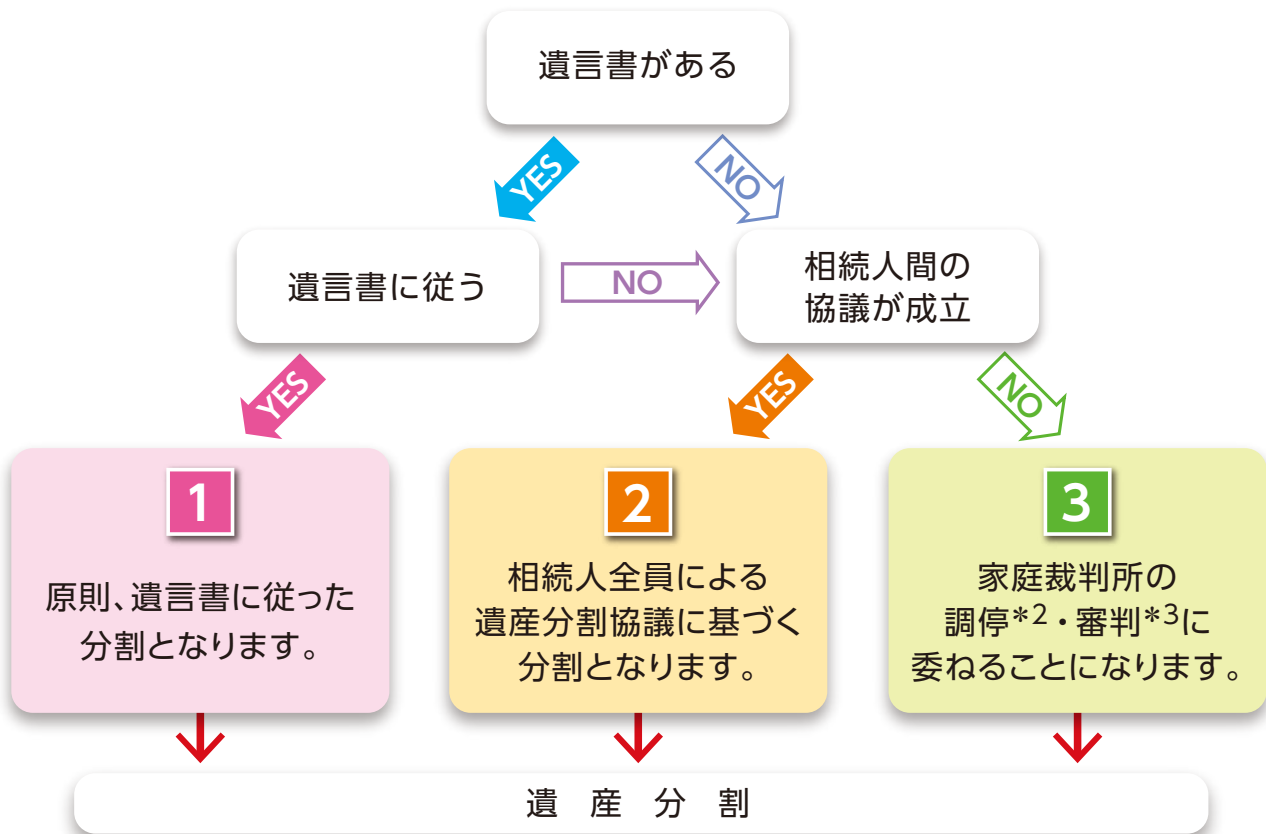


遺産の分割については、民法では次の**3つの方法**が定められています。
ただし、遺留分*1を侵害した遺言書の場合は、遺言書どおりの分割にならない
こともありますのでご注意ください。



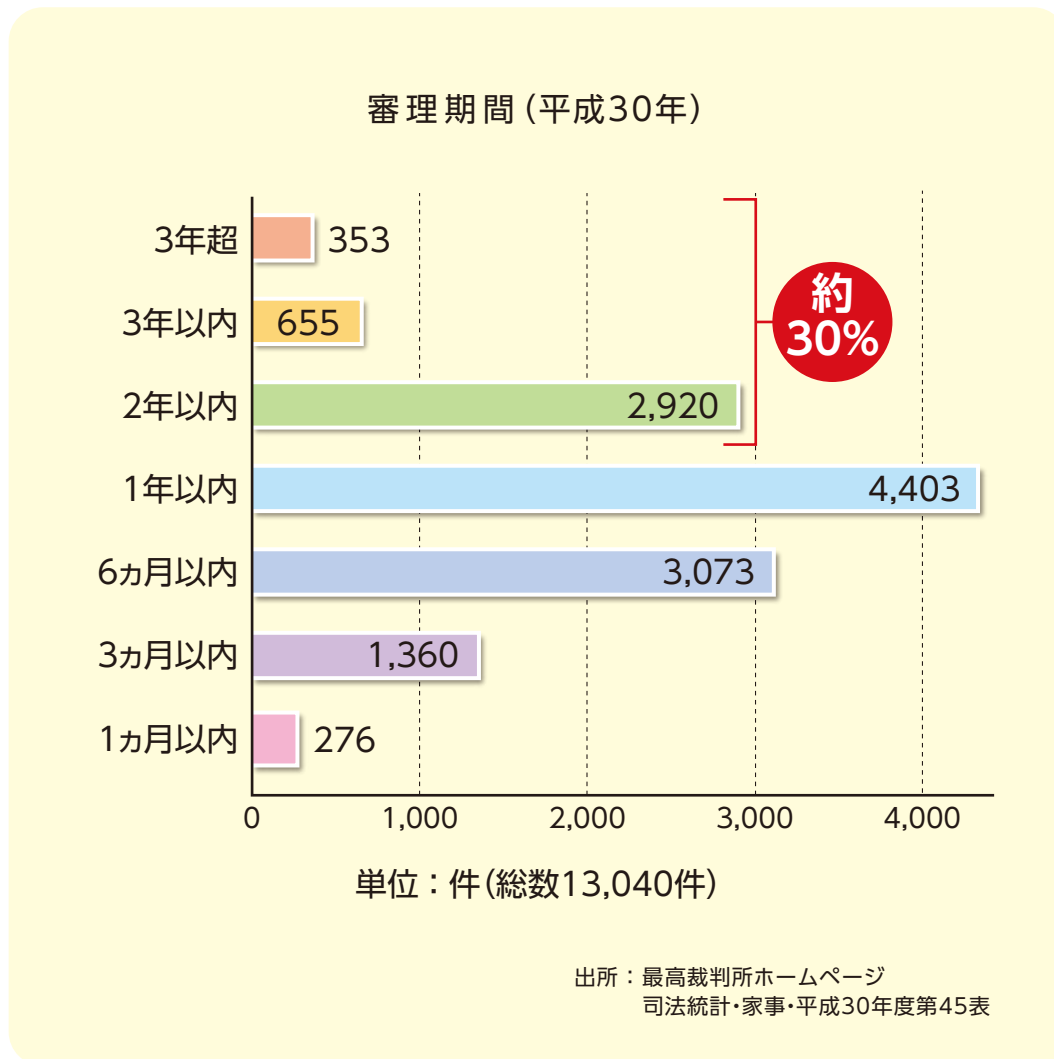
- *1 遺留分とは …………… 相続人が当然に取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分
- *2 調停とは …………… 家庭裁判所において、当事者間の話し合いを助言して解決を図ろうとする制度
- *3 審判とは …………… 家庭裁判所において、裁判官が各相続人の相続する財産を決定する制度

遺言書がなく、遺産分割協議がまとまらない場合、まずは家庭裁判所の調停になり、それでもまとまらない場合には審判となります。審判では訴訟に近い慎重な審理がなされ、過去の審判においては、ほとんどのケースで法定相続割合での分割となっています。遺産分割の調停・審判の期間については裏面をご参照ください。

……………次ページへ…▶

遺産分割調停・審判の期間

遺産分割の調停には1年超かかるものが約30%を占めます。



◎相続でもめないように遺言を書くことをおすすめします。

*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

